

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業の実証事業実施要領  
平成 29 年 1 月 17 日乳協外食第 2 号

## 第 1 趣旨

昨年の環太平洋パートナーシップ協定(T P P)交渉の大筋合意を踏まえ、国産畜産物の競争力を強化し、需要フロンティアの開拓を図ることにより、攻めの農林水産業を推進することが必要となっている。

また、近年、安全・安心な国産畜産物を原材料とすることにより、商品の高付加価値化・差別化を図ろうとするレストランや小売店、食品製造業者等が増加している。

このため、一般社団法人日本乳業協会(以下「乳協」という)は、「外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱」(平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1074 号。以下「実施要綱」という。 )、「外食産業等と連携した需要拡大対策事業交付要綱」(平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生産第 1073 号。以下「交付要綱」という。 )及び「外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業実施要領」(平成 28 年 10 月 11 日付け 28 生畜第 768 号。以下「実施要領」という。 )に基づき、国の補助を受け、新商品の開発、製造等を可能とする製造加工技術の開発等に係る事業を実施するものとする。

本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。 )、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。 )及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。 )に定めるもののほか、実施要綱、交付要綱、実施要領及びこの要領(以下「実証要領」という。 )に定めるところによる。

## 第 2 外食・加工業者等の要件

本事業を実施する畜産物を取り扱う外食・中食業者、製造加工業者等(以下「外食・加工業者等」という。 )であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 国産の生乳又はそれを主たる原料とする加工品(以下「国産畜産物」という。 )の加工等を行う事業者であって、これらを使用した新規性のある商品を開発及び製造すること。
- 2 安定的に国産畜産物を原料として供給できる能力のある生産者(地域の平均飼養規模を超える者又は今後 5 年間でこれを超えようとする計画を有する者)又は生産者団体等(以下「畜産経営体等」という。 )との間で原料の供給契約(以下「原料供給契約」という。 )を締結することを基本とする。

この場合において、原料供給契約の期間は、補助金交付の翌年度からおおむね 5 年又は導入する機械の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。 )のうち、いずれか短い期間とし、契約の内容は毎年度更新することができるものとする。なお、原料供給契約は、生産者と締結する場合にあっては、複数の生産者との締結を基本とする。

- 3 国産畜産物の需要拡大を図る観点から、本事業により開発した技術・機械等を利用して製造した製品について、国産畜産物を使用している場合に

は、その旨を製品の包装等に表示すること。この場合、当該表示に当たっては食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）等の関係法令又はガイドライン等の規定を遵守すること。

4 本事業により開発した技術・機械等を利用して製造した製品は、以下の両方を満たすこと。なお、既存の類似品を製造していない外食・加工業者等については、（2）のみを満たすこと。

（1）本事業により開発した技術・機械等を利用して製造した製品については、外食・加工業者等が製造する既存の類似品と比べ、使用される畜産物原料のうち国産の割合を 1 割以上増やすよう努めること。

（2）本事業により開発した技術・機械等を利用して製造した製品における、畜産物原料に占める国産畜産物の使用割合については 5 割を超えるように努めること。

### 第 3 事業の内容等

乳協は、第 2 の要件を満たす外食・加工業者等が行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部または一部を補助するものとする。

なお、外食・加工業者等は、3 の（2）の事業を実施する計画を有していることを必要とする。

また、輸出に向けた事業を行う場合には積極的に評価するものとする。

#### 1 検討会の開催

技術・機械等の開発のための検討会の開催

#### 2 市場の調査

技術・機械等の開発のための市場調査の実施

#### 3 技術・機械等の開発等

（1）技術の開発

（2）技術の開発に必要な機械の改良、新たに開発した機械の導入・設置

（3）（1）の事業により開発した技術を用いた試作品の製造

（4）（2）の事業により導入又は改良した機械で製造した加工品の原料  
原産地表示に必要な機器等のリース

#### 4 試食会の開催等

3 の（3）で製造した試作品を用いた試食会の開催等

### 第 4 補助対象経費等

#### 1 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表 1 に掲げるとおりとする。ただし第 3 の 3 に掲げる事業の補助対象経費は、別表 1 に掲げるもののほか、別表 2 に掲げるものとする。

また、事業の一部について他の者に委託して行う場合には、次の事項を事業実施計画に記載しなければならない。

（1）委託先

（2）委託する事業の内容及びそれに要する経費

#### 2 留意事項

（1）補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その整理に当たっては、別表 1 及び別表 2 の費目ごとに整理するとともに、特別

- 会計等の区分整理を行うものとする。
- (2) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の補助の対象としない。
- (3) 第3の技術は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。
- ア 新商品を製造するために必要な技術
  - イ 他分野では確立しているが、畜産分野では十分に普及していない技術
  - ウ 技術的には確立しているが、工業化されていない技術
- (4) 外食・加工業者等は、第3の3に掲げる事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。
- ア 機械の導入及び運営に必要な資金を確実に確保すること。
  - イ 機械の管理に当たる責任者を配置するとともに、適正な業務執行体制を確保すること。
  - ウ 本事業に係る計画に見合った適切な規模の整備内容とすること。
- (5) 需要の変化による売上の減少等やむを得ない事情により、本事業により導入又は改良した機械等を使用した新商品の製造を中止する場合は、第2の1、3及び4の要件を満たす代替商品の製造に努めることとする。
- (6) 第3の3の(2)に掲げる事業で導入する機械は、新設又はリースによるものとする。なお、リース方式により機械を導入する場合の貸付対象機械は、貸付主体がリース物件として貸付可能なものとする。
- また、既存機械の単なる更新整備は、補助の対象外とする。
- なお、乳協は、外食・加工業者等が第3の3に必要な機会をリース方式により導入する場合、当該機械の貸付主体に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、貸付主体に対し、当該機械の取得に必要な費用の一部について助成する。
- (7) 国産畜産物の需要拡大を図る観点から、第3の3の(2)に掲げる事業により機械の導入又は改良(リース方式による導入を含む。)を行った場合、当該機械の法定耐用年数又は貸付期間の満了時までは、原料供給契約の契約期間の満了後であっても、当該機械を使用する場合は国産畜産物を使用した商品の製造に努めることとする。
- (8) 補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、交付要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、乳協に届け出なければならない。
- (9) 外食・加工業者等は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすること。
- (10) 外食・加工業者等は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第1号等による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

## 第5 補助率

本事業の補助率は、別表3に掲げるとおりとする。

## 第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から平成29年3月31日までとする。

## 第7 事業の実施等の手続き

### 1 事業の公募

- (1) 乳協は、本事業の実施に当たり、外部有識者等で構成する公募選定委員会を設置し、外食・加工業者等を公募により採択するものとする。
- (2) (1)の公募を受けて、外食・加工業者等は、別記様式第2号を用いて事業実施計画を作成し、乳協に提出するものとする。
- (3) 公募選定委員会は、外食・加工業者等が第2の要件に合致するか外食・加工業者等から提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。
- (4) 乳協は、(3)の審査の結果、適切と判断された事業実施計画については、当該事業実施計画を作成した外食・加工業者等に対し、審査の結果を通知するものとする。
- (5) 外食・加工業者等は、以下に該当する計画の変更を行う場合は、別記様式第2号により計画変更承認書を作成し、乳協会長の承認を受けるものとする。
  - ア 外食・加工業者等の名称の変更
  - イ 事業の追加、中止又は廃止
  - ウ 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更
  - エ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更
  - オ 第3の1から4までの経費の相互におけるそれぞれの経費の3割を超える増減
  - カ 第3の1から4までの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用

### 2 リース方式による機械の導入の支援

- (1) 外食・加工業者等が貸付主体を選定するに当たっては、乳協が指定する貸付主体の中から行うものとする。
- (2) 貸付主体は、外食・加工業者等とのリース契約に際し、業務が貸付期間内に遂行できなくなった場合、貸付対象機械の貸付期間内において、同条件で他の貸付主体を通じて事業が継続できるための措置を担保するよう努めるものとする。
- (3) 乳協は、外食・加工業者等が第3の3のイ及びエに掲げる事業に係る機械をリース方式により導入する場合には、外食・加工業者等が貸付主体から借り受ける機械の取得価格のうち、2分の1以内の金額について貸付主体を通じて外食・加工業者等を助成する。
- (4) 貸付対象機械の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。
  - ア 貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を移転する場合  
貸付対象機械の貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械については60%、1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、貸付主体が貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を外食・加工業者等に移転することを前提に貸付

主体が別に定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合には、貸付対象機械は、法定耐用年数に達するまで所有権が移転した外食・加工業者等において適正に使用するものとする。

イ 貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を移転しない場合

貸付対象機械の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、貸付期間の終了後における貸付対象機械の取扱いについては、原則外食・加工業者等が購入により取得するものとする。また、再リースを行う場合には、当該貸付対象機械の購入に要する経費の一部が本事業により補助されたものであることを踏まえ、再リース料を設定するよう、乳協が貸付主体を指導するものとする。

(5) 貸付期間の終了後における貸付対象機械の所有権の移転

貸付主体は、貸付対象機械について、(4)に基づく貸付期間の終了後における適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により外食・加工業者等に当該機械の所有権を移転することができるものとする。

(6) 途中解約の禁止

外食・加工業者等は、貸付期間中のリース契約の解約を行う事はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合には、未經過期間に係る貸付料相当額を解約金として外食・加工業者等が貸付主体に支払うものとする。

(7) 補助金の返還

乳協は、貸付対象機械の貸付期間中において、外食・加工業者等又は貸付主体から当該機械の利用状況の報告を受け、把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、外食・加工業者等又は貸付主体に対して助成相当額の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

ア リース契約を解約し又は解除したとき

イ 外食・加工業者等が経営を中止したとき

ウ 貸付期間中に借り受けた機械が消滅し又は消失したとき

エ 交付申請書等に虚偽の記載をしたとき

オ リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき

カ リース契約の変更の届出、報告等を怠ったとき

(8) リースの決定及び契約

外食・加工業者等は、第9の2に示す交付決定通知を受けた後、貸付主体との間でリース契約手続きを開始するものとする。なお、リース契約には貸付対象機械の本体価格と補助金額を明記するものとする。

また、貸付主体は、外食・加工業者等との間でリース契約を締結するに当たり、事業の中止等を含め、補助金の返還を担保できる措置を契約内容に盛り込むことができるものとする。

3 事業の委託

外食・加工業者等は、本事業の一部を乳協が適当と認める者に委託して

行うことができるものとする。

## 第8 事業の着手

事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

## 第9 申請手続き等

### 1 申請手続き

(1) 公募選定委員会による審査の結果において承認との結果の通知を受けた外食・加工業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式第3号により作成し、乳協に正副2部を提出するものとする。

(2) 外食・加工業者等は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が明らかでない外食・加工業者等については、この限りでない。

### 2 交付決定の通知

乳協は、第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、外食・加工業者等に対しその旨の通知を行うものとする。

### 3 申請の取り下げ

外食・加工業者等は、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を乳協に提出しなければならない。

## 第10 事業の成果目標

1 外食・加工業者等は、別記様式第2号の事業実施計画において、本事業の成果目標を定めるものとし、本事業の成果目標は、本事業に取り組む外食・加工業者等が取り扱う国産畜産物の年間使用量を10%以上増加させるものとする。

2 本事業の成果目標の目標年度は、当該事業の実施年度の翌年度から起算して5年後までとする。

## 第11 事業実施状況の報告

### 1 機械に係る実施状況報告

外食・加工業者等は、本事業により導入又は改良した機械について、本事業の実施年度の翌々年度から原料供給契約の期間中は、毎年度、別記様式第4号により実施状況報告書を作成し、5月31日までに乳協に提出するものとする。ただし、原料供給契約が5年未満である場合、報告の期間は当該事業の実施年度の翌年度から起算して5年後までとする。

### 2 補助金事業遂行状況報告

外食・加工業者等は、補助金の交付決定のあった年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第5号により補助金事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月15日までに正副2部を乳協に提出して行うものとする。ただし、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

#### 第12 事業の評価

外食・加工業者等は、事業の自己評価及びその報告について、第10の2の目標年度の翌年度の6月末日までに別記様式第7号により乳協に報告するものとする。

#### 第13 事業遅延の届出

外食・加工業者等は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を乳協に提出しなければならない。

#### 第14 概算払請求

外食・加工業者等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第8号の概算払請求書正副2部を乳協に提出しなければならない。

#### 第15 実績報告

- 1 本事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月2日のいずれか早い日までに、別記様式第9号による実績報告書正副2部を乳協に提出しなければならない。なお、リース方式により機械を導入した場合は、リース契約書の写しを添付すること。
- 2 第9第1項(2)のただし書により交付の申請をした外食・加工業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第9第1項(2)のただし書により補助金の交付の申請をした外食・加工業者等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した外食・加工業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに乳協に報告するとともに、乳協の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により乳協に報告しなければならない。

#### 第16 補助金の額の確定

- 1 乳協は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業

- の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、外食・加工業者等に通知する。
- 2 乳協は、外食・加工業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### 第 17 交付決定の取消し等

- 1 乳協は、第 7 第 1 項（5）の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 9 第 2 項の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
  - （1）外食・加工業者等が、法令、この要領等又は法令若しくはこの要領等に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
  - （2）外食・加工業者等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - （3）外食・加工業者等が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
  - （4）補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 乳協は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 乳協は、第 1 項の（1）から（3）までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第 16 第 3 項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の補助金」とあるのは、「第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付」と読み替えるものとする。

#### 第 18 機械の管理運営

- 1 本事業により機械を導入又は改良（リース方式による導入を含む。）を行った外食・加工業者等は、管理運営規程を定め、適正に管理運営するものとする。
- 2 外食・加工業者等が本事業において購入した機器類等の物品の所有権は、外食・加工業者等に帰属する。ただし、リース方式により機械を導入した場合には、当該機械の所有権については、第 7 の 2 の（5）に規定する場合を除き、貸付主体に帰属する。
- 3 本事業で導入又は改良した機械については、本体や看板等への表示により、本事業によって導入又は改良した旨を明記するものとする。
- 4 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。



## 第 19 財産処分の制限

- 1 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の規定により農林水産大臣が定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第 5 条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 外食・加工業者等は、処分制限期間において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ乳協に届出て、許可を受けなければならない。
- 4 第 18 第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

## 第 20 補助金の経理

- 1 外食・加工業者等は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 外食・加工業者等は、前項の収入及び支出について規則第 3 条第 4 号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業実施年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しないものがある場合にあつては、別記様式第 11 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

## 第 21 事業費の低減

外食・加工業者等は、本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動及び機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

## 第 22 情報の取扱い

乳協が設置する公募選定委員会の委員及び外食・加工業者等に対し助言指導する専門家は、本事業の実施に当たって知り得た外食・加工業者等の開発する技術等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。職を退いた後についても同様とする。

## 第 23 開発された技術の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の 1 から 4 までの条件の遵守を約する確認書を、公募による選定後に乳協を通じ、国に提出することを条件に、外食・加工業者等に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。

- 1 成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。
- 2 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、当該特許権等は無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、特に必要があるとして国が要請する場合、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

- 4 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得ること。

#### 第 24 収益納付

- 1 外食・加工業者等は、補助対象事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式第 12 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の実施年度の翌年度から起算して 3 年間、報告に係る年度の翌年度の 6 月末までに乳協に報告するものとする。ただし、国が、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 乳協は、1 の報告に基づき、事業実施主体又は外食・加工業者等が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。  
なお、納付額は、次の算定により算定した額とする。  
$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times \text{補助金総額} / \text{補助事業に関連して支出された費用の総額} - \text{前年度までの納付額}$$
  - (1) 式中の「収益の累計額」の「収益」とは、補助事業に係る商品の営業利益（売上額－製造原価－販売管理費等）をいう。
  - (2) 式中の「補助事業に関連して支出された費用の総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該商品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助対象事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、国は、特に必要と認める場合は、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

#### 第 25 報告

外食・加工業者等のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第 13 号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の 6 月 30 日までに農林水産大臣に報告するものとする。

#### 第 26 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、乳協会長が別に定めるものとする。

附則（平成 年 月 日付け 生畜第 号農林水産省生産局長承認）

この要領は、生産局長の承認のあった日（平成 年 月 日）から施行する。